

資料の情報と釈文

一四・女性参政権の実現

展示資料・衆議院議員選挙法中改正法律・御署名原本・昭和二十年・法律第四
二号

請求番号：御 28670100

デジタルアーカイブ URL：<https://www.digital.archives.go.jp/img/138583>

釈文の凡例については、[こちら](#)をご覧ください

【釈文】

法律第四十二号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ帝国議會ノ協

賛ヲ経タル衆議院議員選挙法中改正法律

ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和二十年十二月十七日

内閣総理大臣兼

男爵

幣原喜重郎

第一復員大臣第二復員大臣

司法大臣

岩田宙造

農林大臣

松村謙三

文部大臣

前田多門

外務大臣

吉田 茂

内務大臣

堀切善次郎

国務大臣

松本丞治

厚生大臣

芦田 均

国務大臣

次田大三郎

大蔵大臣

子爵

渋沢敬三

運輸大臣

田中武雄

商工大臣

小笠原三九郎

国務大臣

小林一三

法律第四十二号

衆議院議員選挙法中左ノ通改正ス

第二条第二項中「ヲ設ケ又ハ数町村ノ区域ヲ合セテ一投票区」ヲ削ル」
第三条第一項中「郡市」ヲ「市町村」ニ、同条第二項中「都市」ヲ「
市」ニ、「数郡市」ヲ「数町村」ニ改ム

第五条 帝国臣民ニシテ年齢二十年以上ノ者ハ選挙権ヲ有ス

帝国臣民ニシテ年齢二十五年以上ノ者ハ被選挙権ヲ有ス

第七条第二項ヲ削ル

第二十四条第一項ヲ左ノ如ク改ム

議員候補者ハ各投票区ニ於ケル選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ中
ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立会人タルベキ者一人ヲ定メ選挙ノ期日
前二日迄ニ投票管理者ニ届出ヅルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル者（議員候補者死亡シ又ハ議員候補
者タルコトヲ辞シタルトキハ其ノ届出ニ係ル者ヲ除ク以下之ニ同ジ）
十人ヲ超エザルトキハ直ニ其ノ者ヲ以テ投票立会人トシ十人ヲ超ユ
ルトキハ届出アリタル者ニ於テ投票立会人十人ヲ互選スベシ

前項ノ規定ニ依ル互選ハ投票ニ依リ之ヲ行ヒ得票最多数ノ者ヲ以テ
投票立会人トス得票数同ジキトキハ投票管理者抽籤シテ之ヲ定ム

第二項ノ規定ニ依ル互選ハ選挙ノ期日ノ前日之ヲ行フ

第二項ノ規定ニ依ル互選ヲ行フベキ場所及日時ハ投票管理者ニ於テ
予メ之ヲ告示スベシ

議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辞シタルトキハ其ノ届

出ニ係ル投票立会人ハ其ノ職ヲ失フ

同条第二項中「前項」ヲ「第二項」ニ改ム

第二十七条第一項ヲ左ノ如ク改ム

選挙人ハ投票所ニ於テ左ノ区分ニ従ヒ投票用紙ニ自ラ議員候補者一
人又ハ数人ノ氏名ヲ記載シテ投函スベシ

一 選挙スベキ議員ノ数三人以下ノ選挙区ニ於テハ一人

二 選挙スベキ議員ノ数四人以上十人以下ノ選挙区ニ於テハ二人以内

三 選挙スベキ議員ノ数十一人以上ノ選挙区ニ於テハ三人以内

第三十五条中「投票管理者」ヲ「投票管理者タル者開票管理者タル場

合ヲ除クノ外投票管理者」ニ改メ「町村ノ投票区ニ於テハ投票ノ翌

日迄ニ、市ノ投票区ニ於テハ」ヲ削ル

第四十四条 市町村長ハ開票管理者ト為リ開票ニ関スル事務ヲ担任ス
第四十五条 開票所ハ市役所、町村役場又ハ開票管理者ノ指定シタル
場所ニ之ヲ設ク

第四十八条 開票ハ投票ノ当日又ハ其ノ翌日（一開票区ニ数投票区アル
ルトキハ総テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日）之ヲ行フ
第四十九条第一項中「前条ノ計算終リタルトキハ開票管理者ハ」ヲ「
開票管理者ハ開票立会人立会ノ上投票函ヲ開キ」ニ改ム

第五十二条第一項中「左ノ投票」ヲ「第二十七条第一項第一号ノ規定
ノ適用アル選挙区ニ於ケル投票ニシテ左ニ掲グルモノ」ニ改ム

第五十二条ノ二 第二十七条第一項第二号又ハ第三号ノ規定ノ適用アル
選挙区ニ於ケル投票（以下連記投票ト称ス）ニシテ左ニ掲グルモノ
ノハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ

二 議員候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位、職業、
身分、住居又ハ敬称ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限りニ在ラ
ズ

連記投票中ノ左ニ掲グル氏名ノ記載ハ之ヲ無効トス

一 第二十七条第二号又ハ第三号ノ規定ニ依リ選挙スベキ議員ノ数
ヲ超エ記載シタル末尾ノ氏名

二 被選挙権ナキ議員候補者ノ氏名

三 自書セザル議員候補者ノ氏名

四 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キ氏名

五 衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名

前項第五号ノ規定ハ第七十五条又ハ第七十九条ノ規定ニ依ル選挙ノ
場合ニ限り之ヲ適用ス

第五十二条ノ三 投票ニ同一議員候補者ノ氏名ノ二以上ノ記載アルト
キハ之ヲ一ノ記載ト看做ス

第五十三条但書ヲ削ル

第五十四条但書ヲ削ル

第五十八条 一府県又ハ一市一選挙区タル場合ニ於テハ其ノ地方長官
又ハ市長、其ノ他ノ選挙区ニ於テハ地方長官ノ指示シタル官吏選挙
長ト為リ選挙会ニ関スル事務ヲ担任ス

第五十九条中「県庁」ヲ「都道府県庁」ニ改メ、「支庁」ヲ削ル

第六十四条但書中「第五十八条第一項第三号ノ規定ニ依リ」及「(支庁長ヲ除ク)」ヲ削ル

第六十八条第二項中「有効投票」ヲ「各議員候補者ノ得票」ニ改ム

第六十九条第一項中「有効投票ノ最多数ヲ得タル者」ヲ「得票最多数ノ者」ニ、「有効投票ノ総数」ヲ「各議員候補者ノ得票ノ総数」ニ改ム

第七十二条第一項中「、得票数及其ノ選挙ニ於ケル有効投票」ヲ「及得票数、其ノ選挙ニ於ケル各議員候補者ノ得票」ニ改ム

第七十四条中「二十日以内」ヲ「十日以内」ニ改ム

第七十九条第一項中「同一選挙区ニ於テ二人」ヲ「当該選挙区内ノ議員ノ定数ノ四分ノ一(其ノ数二人ニ満たザルトキハ二人以下之ニ同ジ)」ニ、「同条第五項及第六項中「同一選挙区ニ於テ二人」ヲ「当該選挙区内ノ議員ノ定数ノ四分ノ一」ニ改ム

第八十四条第二項中「選挙事務長又ハ選挙事務長ニ非ズシテ事实上」ヲ削ル

第八十八条 削除

第八十九条 議員候補者又ハ推薦届出者(推薦届出者数人アルトキハ其ノ代表者)ニ非ザレバ選挙事務所ニ設置スルコトヲ得ズ

前項ノ者選挙事務所ヲ設置シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ選挙事務所(其ノ数二箇所以上ナルトキハ主タル選挙事務所)所在地ノ警察官署ニ届出ヅベシ選挙事務所ニ異動アリタルトキ亦同ジ

第九十条中「三箇所」ヲ「五箇所」ニ改ム

第九十三条 削除

第九十三条ノ二ヲ削ル

第九十四条第一項、第三項及第四項ヲ削ル

第九十五条ヲ削リ第九十五条ノ二ヲ第九十五条トス

第九十六条 削除

第九十七条 削除

第九十八条第二項を削ル

第九十八条ノ二中「第九十六条第一項但書ノ規定ニ依ル」ヲ削ル

第九十八条ノ三ヲ削ル

第九十九条第一項ヲ削ル

第一百一条 議員候補者ハ選挙運動ノ費用ノ支出ニ関スル責任者（以下支出責任者ト称ス）一人ヲ選任スベシ但シ議員候補者自ラ支出責任者ト為リ又ハ推薦届出者（推薦届出者数人アルトキハ其ノ代表者）議員候補者ノ承諾ヲ得テ支出責任者ヲ選任シ若ハ自ラ支出責任者ト為ルコトヲ妨ゲズ

議員候補者ノ承諾ヲ得ズシテ其ノ推薦ノ届出ヲ為シタル者ハ前項但書ノ承諾ヲ得ルコトヲ要セズ

議員候補者ハ文書ヲ以テ通知スルコトニ依リ支出責任者ヲ解任スルコトヲ得支責任者ヲ選任シタル推薦届出者ニ於テ議員候補者ノ承諾ヲ得タルトキ亦同ジ

支出責任者ハ文書ヲ以テ議員候補者及選任者ニ通知スルコトニ依リ辞任スルコトヲ得支責任者ノ選任者（自ラ支出責任者ト為リタル者ヲ含ム）ハ直ニ其ノ旨ヲ第八十九条第二項ノ届出アリタル警察官署ニ届出ヅベシ支出責任者ニ異動アリタルトキ亦同ジ

第一百一条ノ二ノ規定ニ依リ支出責任者ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ハ前項ノ例ニ依リ届出ヅベシ其ノ之ヲ罷メタルトキ亦同ジ
第一百一条ノ二 支出責任者故障アルトキハ選任者代リテ其ノ職務ヲ行フ

推薦届出者タル選任者（自ラ支出責任者ト為リタル者ヲ含ム）モ亦故障アルトキハ議員候補者ノ承諾ヲ得ズシテ其ノ推薦ノ届出ヲ為シタル場合ヲ除クノ外議員候補者代リテ支出責任者ノ職務ヲ行フ

第一百一条ノ三 立候補準備ノ為ニ要スル費用及議員候補者又ハ支出責任者ト意思ヲ通セズシテ支出スル費用ヲ除クノ外選挙運動ノ費用ハ支出責任者ニ非ザレバ之ヲ支出スルコトヲ得ズ但シ支出責任者ノ文書ニ依ル承諾ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第一百四条中第三号乃至第五号ヲ左ノ如ク改ム

三 第六十七条第一項乃至第三項ノ届出アリタル後議員候補者又ハ支出責任者ト意思ヲ通ジテ支出シタル費用以外ノモノ

四 立候補準備ノ為ニ要シタル費用ニシテ議員候補者若ハ支出責任者ト為リタル者ノ支出シタル費用又ハ其ノ者ト意思ヲ通ジテ支出シタル費用以外ノモノ

第一百五条中「選挙事務長」ヲ「支出責任者」ニ改ム

第一百六条第一項中「選挙事務長」ヲ「支出責任者」ニ、「第八十八条

第五項」ヲ「第一百一条第五項」ニ改ム

第一百七条第一項中「選挙事務長」ヲ「支出責任者」ニ改ム

第一百八条 削除

第一百九条中「選挙事務長」ヲ「支出責任者」ニ、「第九十五条」ヲ「第一条ノ二」ニ改メ「選挙事務所、選挙委員、選挙運動ノ為使用スル労務者其ノ他ニ関スル事務ト共ニ」ヲ削ル

第一百十条中「選挙事務長」ヲ「支出責任者」ニ改ム

第一百六条第一項中「、選挙事務長若ハ選挙委員」ヲ「若ハ選挙運動者」ニ改ム

第二百一一条第二項中「又ハ憲兵」ヲ削ル

第二百九条中「第九十五条ノ二、第九十六条第一項、」ヲ「第九十五条、」ニ改ム

第三十条第二項ヲ削ル

第三十二条第一項中「第八十八条第五項乃至第七項又ハ第八十九条第四項」ヲ「第八十九条第二項又ハ第一百一条第五項若ハ第六項」ニ改ム

第三十三条 削除

第三十四条中「第一条」ヲ「第一条ノ三」ニ改メ「一年以下ノ禁錮」ノ下ニ「又ハ五百円以下ノ罰金」ヲ加フ

第三十五条第五号ヲ削ル

第三十六条 当選人其ノ選挙ニ関シ本章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ当選ヲ無効トス選挙運動ヲ総括主宰シタル者第一百十二条乃至第一百三十三条ノ罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタルトキ亦同ジ但シ当選人ガ選挙運動ヲ総括主宰シタル者ノ選任及監督ニ付相当ノ注意ヲ為シタルトキ若ハ選挙運動ヲ総括主宰シタル者ナルコトヲ知ラザリシトキ又ハ其ノ者ガ当選人ノ制止ニ拘ラズ選挙運動ヲ総括主宰シタル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十条第一項中「選挙事務長」ヲ「推薦届出者」ニ改メ左ノ二項ヲ加フ

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ議員候補者ノ氏名、党派別等ヲ新聞紙ニ公告スベシ

市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ議員候補者ノ氏名等ノ揭示ヲ為スベシ

第四百十三條中「選挙事務長」ヲ「選挙運動ヲ総括主宰シタル者」ニ改ム

第四百五條第二項中「及市制第六條」ヲ「並ニ市制第六條及第八十二條第三項」ニ改メ同條第一項ヲ削ル

別表

選挙区

議員数

東京都

(中略)

附則

本法ハ次ノ総選挙ヨリ之ヲ施行ス

陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ及招集中ノモノノ選挙権及被選挙権ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

本法ニ依リ初テ議員ヲ選挙スル場合ニ於テ衆議院議員選挙法第十八條ノ規定ニ依リ難キトキハ勅命ヲ以テ別ニ総選挙ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル総選挙ニ必要ナル選挙人名簿ニ関シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケルコトヲ得但シ其ノ選挙人名簿ハ次ノ選挙人名簿確定迄其ノ効力ヲ有ス

戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者ノ選挙権及被選挙権ハ当分ノ内之ヲ停止ス

前項ノ者ハ選挙人名簿ニ登録セラルルコトヲ得ズ

昭和二十年十二月二十日以後昭和二十一年十二月十九日迄ノ間ニ行ハルル選挙ニ関シテハ選挙人名簿ニ登録セラルルコトヲ得ザル者選挙人名簿ニ誤載セラレ投票ヲ為スモ之ヲ理由トシテ衆議院議員選挙法第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ヲ提起スルコトヲ得ズ

衆議院議員選挙法第四百十條第一項ノ規定ハ次ノ総選挙ニ限り之ヲ適用セズ

沖繩県、北海道庁根室支庁管内国後郡、沙那郡、択捉郡、蘂取郡及色丹郡並ニ花咲郡歯舞村水昌島、勇留島、志発島、多栄島及秋勇留島並ニ海上交通杜絶其ノ他特別ノ事情アル地域ニシテ勅令ヲ以テ指定スル

モノニ於テハ勅令ヲ以テ定ムル迄ハ選挙ハ之ヲ行ハズ
前項ニ掲グル地域ニ於テ初テ行フ選挙ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム